

各位

2022 | 0 ) 1 0 |

会 社 名 株式会社 日 新

代表者名 代表取締役社長 筒井 雅洋

(コード番号 9066 東証プライム市場)

問合せ先 総務部長 石川 操

(TEL. 03-3238-6663)

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2022 年 6 月 23 日開催予定の第 113 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を とる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を 限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	< 削 除 >
第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総	
会参考書類、事業報告、計算書類および連	
<u>結計算書類に記載または表示をすべき事</u>	

項に係る情報を、法務省令に定めるところ に従いインターネットを利用する方法で 開示することにより、株主に対して提供し たものとみなすことができる。

< 新 設 >

#### 附則

(監査役との責任限定契約に関する経過措置)

第106期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。

< 新 設 >

# (電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会の招集に際し、株主総会の招集に際し、株主総会の招集に際し、株主総会の招集に際し、株主総会の招集に際し、株主総会の招集に際し、株主総会の招集に際し、株主総会の招集に際し、株主総会の招集に際し、株主総会の招集に関する。
  - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部または一部に ついて、議決権の基準日までに書面交付請 求した株主に対して交付する書面に記載し ないことができる。

#### 附則

(監査役との責任限定契約に関する経過措置)

第1条 第106期定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。)の行為 に関する会社法第423条第1項の賠償責任 を限定する契約については、なお同定時株 主総会の決議による変更前の定款第39条の 定めるところによる。

### (電子提供措置等に関する経過措置)

- 第2条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正 する法律(令和元年法律第70号)附則第1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の 日である2022年9月1日(以下「施行日」 という)から効力を生ずるものとする。
  - 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条(株主総会会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
  - 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日 または前項の株主総会の日から3か月を経 過した日のいずれか遅い日後にこれを削除 する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 23 日 (木)定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 23 日 (木)